

令和 3 年 4 月 23 日

教職員・学生 各位

保健管理センター
感染制御部

COVID-19 感染者と接触した者の就業・就学制限に関する考え方について

平素より新型コロナウイルス対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、4月23日開催の危機対策本部会議において、今後の本学（医学部附属病院を含む）における就業・就学制限に関する考え方を、以下のとおり取扱うことが決定されましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. COVID-19 感染者がマスクをしていた場合

- a. 接触者がマスクと目の防護をしていた場合：就業・就学制限なし
- b. 接触者がマスクのみをしていた場合（目の防護なし）：就業・就学制限なし
- c. 接触者がマスクも目の防護もなし：14日間の就業・就学制限

2. COVID-19 感染者がマスクをしていなかった場合

- a. 接触者がマスクと目の防護をしていた場合：就業・就学制限なし
- b. 接触者がマスクのみをしていた場合（目の防護なし）：14日間の就業・就学制限
- c. 接触者がマスクも目の防護もなし：14日間の就業・就学制限

参考：日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版」

【注1】食事に関する考え方

感染者と同時に食事をとった場合、2m以上離れ、話をしていない場合は、接触とはみなしません。距離が2m以内の場合や、食事中に話をした場合には、接触者とみなし14日間の就業・就学制限となります。なお、パーティションの有無は考慮されません。各所属長等におかれましては、食事中の会話を控え、「黙食」を徹底するよう、所属員等に注意喚起願います。

【注2】PCR検査を行う範囲に関する考え方

PCR検査を行う範囲に関しては、上記の基準にかかわらず、個々の事例別に決定します。

以上